

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年1月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2300136号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2300025号

第1 結論

平成3年*月から平成4年3月までの請求期間及び平成8年11月から平成9年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成3年*月から平成4年3月まで
② 平成8年11月から平成9年4月まで

請求期間①について、私も母も詳しいことまで覚えていないが、私が20歳になった後、A市B区役所から国民年金加入のお知らせが届き、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていたと思うが、当該期間が国民年金保険料の未納期間となっている。

請求期間②について、平成8年10月に会社を退職したことで、国民年金の加入勧奨の手紙や役所の訪問があったので、私がC市D区役所で国民年金の加入手続を行い、青色の年金手帳を受け取り、後日、国民年金の納付書が郵送されてきたので、銀行でおろして国民年金保険料を納付した記憶があるが、当該期間が国民年金保険料の未納期間となっている。

以上のことから、請求期間①及び②について、国民年金保険料を納付しているので、調査の上、国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、20歳になった後、A市B区役所から国民年金加入のお知らせが届き、母親が当該期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う旨主張しているところ、母親への聴取を希望していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

また、A市が保管していた「国民年金被保険者名簿」及び同市B区を管轄していたE社会保険事務所（当時）が保管していた「被保険者台帳管理簿」によると、請求者の国民年金の加入手続が平成4年4月21日に行われ、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）

「*」（現在は、基礎年金番号に統合済み。）が払い出されていることが確認できる。

しかしながら、A市が保管していた「国民年金保険料収納一覧表」において、請求者の請求期間①に係る収納記録欄は空欄となっていることから、未納期間として記録されていることが

確認できるところ、当該一覧表の記録とオンライン記録は一致している上、上述の「国民年金被保険者名簿」においても当該期間に係る納付状況欄は空欄となっており、未納期間として記録されている。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の調査においても、上述の国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者に対して払い出されていたことは確認できない上、請求期間①当時にE社会保険事務所からA市B区に払い出された国民年金番号について「被保険者台帳管理簿」を目視により調査したが、請求者の氏名は確認できなかった。

- 2 請求期間②について、請求者は、C市D区役所で国民年金の加入手続の際に同区役所で青色の年金手帳が交付された旨の主張をしていることから、同区役所に、当該期間の加入手続が確認できる資料について照会したが、保存期間経過により保有していない旨回答があり、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続の状況について確認することができない。

また、青色の年金手帳については、記載内容及びオンライン記録から、請求者が平成9年5月1日（平成9年6月19日処理）に、F社会保険事務所（当時）管轄内の事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、基礎年金番号が付番され、同社会保険事務所が当該年金手帳を交付したことが確認できることから、上述のC市D区役所で交付された旨の主張と符合しない。

さらに、請求者は、郵送されてきた納付書により、請求期間②に係る国民年金保険料を納付している旨主張しているものの、当該期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されることではなく、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の調査においても、上述の国民年金番号及び基礎年金番号と別の国民年金番号又は基礎年金番号が請求者に対して払い出されていたことは確認できない上、請求期間②当時にG社会保険事務所（当時）からC市D区に払い出された国民年金番号について「国民年金手帳記号番号払出簿」を目視により調査したが、請求者の氏名は確認できなかった。

- 3 このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2300323号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第2300128号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年6月14日から昭和61年1月12日まで

私は、昭和57年6月14日から昭和61年1月11日までの期間において、A社で正職員として働いており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録により、請求者は、昭和57年6月14日から昭和61年1月11日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、B社の事業主は、請求者は正職員としてA社に勤務していた旨回答している。

しかしながら、オンライン記録により、B社は平成7年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、請求期間において、A社が適用事業所であったことを確認することができない。

また、請求期間当時においては、疾病の治療、助産その他医療の事業については、常時5人以上の従業員を使用する事業所につき適用事業所とすることとされていたところ、B社の事業主は、当該期間当時の従業員数は二人から3人であった旨回答し、請求者は、従業員数は3人であった旨陳述していることから、当該期間において、A社は厚生年金保険における適用事業所の要件に該当していなかったと考えられる。

さらに、B社の事業主は、厚生年金保険の適用事業所となる前の請求期間においては、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

加えて、請求者は給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。